

東広島市農業委員会令和6年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月28日（火） 午後2時00分から午後3時05分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子
6	中 務 秀 子	7	古 川 みどり	8	杉 本 源 藏
9	柏 尾 博 明	10	荒 谷 義 憲	11	村 上 義 則
12	木 原 省 五	13	財 満 俊 子	14	仲 伏 英 雄
15	高 尾 昭 臣	16	大 月 靖 規	17	土 井 浩 文
18	在 間 輝 昭	19	古 本 啓 之	20	橘 川 一 則
22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄	24	住 井 正 美

- 4 欠席委員 3名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 4番 脇 坂 俊 之 委員 5番 台 川 洋 子 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 23 号 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 25 号 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第 3 条関係）に対する処分決定について

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

- 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
 議案第 29 号 令和 5 年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価について

(5) 報告

- 報告第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 25 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第 26 号 農地改良届出の受理について
 報告第 27 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
 報告第 28 号 東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課	
課長補佐兼担い手支援係長	湯 浅 至 恭
担い手支援係主査	栞 原 大 輔
担い手支援係主事	高 田 純 司

議 長	それでは、これより5月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数24人中21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名をいたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、4番脇坂委員、5番台川委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は令和6年5月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和6年5月28日1日限りといたします。 これより次第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第23号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農

議 長	業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
高 田 主 事	私から総会議案第23号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」をご説明いたします。 それでは、事前に郵送にてお配りしております議案第23号概要資料とA3判の新旧対照表及び東広島農業振興地域整備計画変更案（令和6年1月受付分）を使ってご説明いたしますので、資料をご覧ください。 まず初めに、議案第23号概要資料の1、農業振興地域整備計画に関する法体系についてご説明します。 本市が定める東広島農業振興地域整備計画は、農振法と呼ばれている農業振興地域の整備に関する法律を根拠とし、都道府県知事が策定する農業振興地域整備基本方針に即した形で策定しているものでございます。 次に、2、農業振興地域整備計画の変更概要についてご説明いたします。 変更理由としましては、根拠文であります農振法第13条の2にておおむね5年ごとに農用地等の面積、土地利用、農業就業人口規模等に関する現状及び将来の見直しについて調査を行うものと規定されており、前回、これらの調査により見直しを行いました平成29年より期間が経過したため、このたび総合見直しを行うものでございます。 加えて、令和6年1月に受け付けました農用地区域からの除外申出等に伴う変更分も併せて計画を変更するものでございます。 (3)主な変更点でございますが、総合見直しに当たり、市の農業施策等をまとめた第3次東広島市農業振興基本計画や農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら記述内容の修正を行うとともに、今年度中に市内全域で策定することを目標としております。地域計画に基づいた地域の担い手への農地集積及び集約化の推進に関する内容に変更を行っております。 次に、3、農用地利用計画についてご説明いたします。 こちらは、農用地として指定する筆地番を定めたものとなりまして、土地改良区事業の対象地や10ha以上の集団的農地を指定するという設定方針についての変更はございません。 (1)主な変更点にありますとおり、法務局において非農地として地目変更が行われた農地や地理的に分断されて集団性があると認められない農地については除外を行いたいと考えております。また、総合見直しに当たり、農地利用計画において定めた筆地番の情報を固定資産データと結合したところ、集計面積に大きな差異が生じました。これは、本計画策定されて以降、総合見直しの際に固定資産データとの結合作業に伴う面積修正を行ってこなかったことに加え、除外申出等に基づく変更時にはha単位で加算、減算を行ってきたため差異が生じたもので、これらの差異は経年の事務処理により生じた誤差として整理しようとするものでございます。 なお、経年処理による誤差の解消につきましては、県との協議により今回の変更に合わせて整理することについて承諾いただいている旨を申し添えさせていただきます。 変更理由別の面積集積集計につきましては、概要説明の2ページにて(2)総合見直しによる変更と令和6年1月変更申出分を(3)経済事情の変動等による変更にてお示ししておりますので、ご確認ください。 以上の修正によりまして総合見直しによる変更として49.5haの除外と15.1haの編入を行い、農用地面積としては34.5haの減算を行い、令和6年1月申出分として2.1haの減算を行うもので、今回の計画変更では合計36.6ha減算しようとするものでございます。 また、変更後の市全体の農用地面積でございますが、こちらは状態別の集計の一番右下にありますように5,243.9haに変更するものでございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。

議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、質疑を終わります。 これより採決に入ります。 議案第23号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第23号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 農林水産課の湯浅さん、栗原さん、高田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 湯浅課長補佐、栗原主査、高田主事、退席 >
議 長	続いて、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は24件の申請がございました。 申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳は8ページ記載のとおりでございます。 申請番号94－1でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、95－2でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、96－3でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、97－4でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳です。渡人は高齢のため耕作が困難となり、農地を譲渡することとなりました。当該地は受人の実家の隣接地で、実家の管理を含め果樹を栽培したいと考え、申請されたものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、98－5でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、99－6でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳です。渡人は高齢で耕作が困難となり、農地を譲渡することとなりました。受人は近くに居住しており、家庭菜園として利用したいと考え、申請されたものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、100－7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は定年を機に7月に申請地近くの実家に住所を移し、耕作に従事する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、101－8でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、102－9でございます。

小 田 主 査	新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、会社役員です。渡人から農地を引き継ぎ、本人が耕作する予定で、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、103－10、104－11は受人が同一で関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、105－12でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、会社役員です。渡人から農地を引き継ぎ、本人が耕作する予定で、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、106－13でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、107－14でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は実家が近く、度々実家に戻って耕作しておられます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、108－15でございます。 規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、109－16、110－17、111－18は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は役員を含めた従業員26名に加え、季節雇いで複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により60,658.23㎡の農地を取得しております。 続いて、112－19から117－24までは関連しますので、一括して説明いたします。 営農型太陽光発電設備の設置のため、地上権を設定するものでございます。本申請は、国の通知において営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものでございます。本申請地は、令和6年1月総会において農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第27号において説明させていただきます。 以上、24件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いをいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
村 上 委 員	109から以降、太陽光の設置がありますよね。こちらの太陽光の設置については、全部枚数がこれにずっと今までは載っていたんです、何枚設置するかというのが。それは今回一切載ってないんですよね。これ、ずっと記録しています。どうやったら分かりますか。何か様式が変更になったのなら変更になったでよいのですが、今までどおりでしたら、枚数が分かればいいんですけどね。
豊 田 主 査	失礼します。先ほど村上さんからご質問いただいた件ですけれども、本日配付してお

豊 田 主 査	ります総会議案の第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」があります。その中の申請番号の75-10からそれ以降の部分につきましては、今回の3条の区分地上権の申請と同等の内容でございます。その中に先ほどの太陽光パネルの枚数等を記載しておりますので、そちらでご確認いただければと思います。 以上です。
村 上 委 員	ありがとうございました。
議 長	ほかにはございませんか。
台 川 委 員	新規就農の会社役員の会社、会社役員と先ほど言われたんですけど、会社はどちらですか。
小 田 主 査	調書によりますと、●●です。
台 川 委 員	その分に関しまして、103-10、104-11も全部その会社の関連ですか。
小 田 主 査	はい、そのとおりでございます。
台 川 委 員	それで、102-9の新規就農が●●になってるんですけど、通われるんですか。（それと同じく）、103-10、104-11は●●から通われるんですか。
小 田 主 査	会社が本申請地に近いということで、そこから通われると聞いております。
台 川 委 員	仕事をせずにですか。
小 田 主 査	役員ですので、時間の自由が利くとおっしゃられておりました。
台 川 委 員	何かうわさによれば、●●が買ったとちらっと聞かされたんですけど。本当のところ、会社を買って、名前だけ貸しているとか。本当に新規就農したり経営規模を拡大されるのか。何を作られるんですか、こちらで。
小 田 主 査	皆様に耕作の意思確認を直接させていただきまして、会社の仲間と一緒に水稻を行うと聞いております。
台 川 委 員	わかりました。しっかりやってもらいます。
議 長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第24号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第24号については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第25号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	では、議案説明の前に、買受適格証明について説明いたします。 買受適格証明というのは、競売や公売にかかった農地を買受けしようとする場合、農地法の許可を受けることができる適格者であることを証明するものになります。 本議案では、申請人が買受け適格を有するか、また今後申請人が落札者となり、農地法第3条の規定による許可申請があった場合に許可してよいかを審議していただくことになります。 申請人が入札に参加し、落札者となった場合、農地法第3条の許可申請書を農業委員会に提出いたします。既に総会において許可相当であると証明している案件ですので、事務局で専決し、申請人へ許可証を発行することになります。 説明は以上です。
小 田 主 査	では、続きまして総会議案の9ページをご覧ください。 議案第25号について説明いたします。 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明の申請が2件ございました。 それでは、1-1について説明いたします。 経営規模拡大のため、買受けしようとするものです。●●にある居住地に度々戻り、ブルーベリー等を栽培されておられます。申請地では果樹を作付予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、2-2について説明いたします。

小 田 主 査	経営規模拡大のため、買受けしようとするものです。申請地では、水稻を作付予定です。受人本人が耕作し、必要な農機具を保有されておられます。 以上、申請のあった2件につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 また、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請があった場合、許可してよいか、併せてご審議ください。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いします。
	< な し >
議 長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
高 木 委 員	申請地の写真を見ると、とても水田に戻せるような状況ではないと、現地を確認していないのではっきりは言えませんが。農地ナビ等で見ると、なかなかさっきの説明が納得できない部分がありますし、現に周辺部が既に開発されているように見えます。その中で本当に水稻栽培ができるのかと思うのですが、いかがですか。
小 田 主 査	ご本人様に本当に水稻を作付される予定があるのかを窓口で問い合わせたところ、水田をやりたいとおっしゃられましたので、その申出を受け付けました。
高 木 委 員	22番高木です。周辺が住宅地、それから食堂等もあって、農薬がとても散布できそうにはないのですが、志和の方に来ていただいたら、ただでいっぱい土地がありますので、そんな無理しないと思います。
議 長	ありがとうございます。 ほかにご意見、ご質問はございませんか。
柏 尾 委 員	9番柏尾です。何か月か前にこの案件については、私が事務局の依頼を受けて現地を確認いたしました。写真で見る限りは分かりづらいところもあるかも分かりませんが、現在、草ぼうぼうにはなっておりますけれども、以前に耕作をされていたこともありまして、トラクターをかけて耕作しようと思えばできなくはないなど、また周辺の農地もここで耕作をすることについて何ら周辺の農地に支障を来さないなということで問題はないと確認をいたしたところであります。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはありませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第25号について、決定にすることに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第25号については、決定することといたします。 次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案の11ページをお願いいたします。 議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 12ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 申請番号11-1は、●●における車両置場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約150mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を自動車販売会社の車両置場として転用許可申請されたものでございます。なお、こちらの申請地につきましては農地転用の許可を得ることなく車両置場とされており、事後の申請となったことから、始末書を徴取しております。 続きまして、申請番号12-2でございます。 ●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北約800mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申

松下局長補佐	請人は、このたび耕作予定のない当該農地につきまして共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、建築行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第26号について、本日お配りしました広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、今回の案件は全て広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第26号は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の13ページをご覧ください。 議案第27号につきましてご説明いたします。 今月は15件の申請がありました。 申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の17ページをご覧ください。 それでは、66-1について説明をいたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を23棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続いて、67-2について説明をいたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第3種農地でございます。このたび、妻の実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続いて、68-3、69-4は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を12棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続きまして、70-5について説明をいたします。 資材置場への転用事案です。受人は、●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、個人事業で行っている修理用の車両置場として転用しようとするものでございます。 続きまして、71-6について説明をいたします。 共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。このたび、共

豊田主査	同住宅及び駐車場に転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続きまして、72－7について説明をいたします。 農業用施設への転用事案でございます。受人は、●●に居住をされている方でございます。申請地は、●●の北に位置します第1種農地でございます。このたび、農業用施設として使用するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく農業用倉庫を設置していたため、始末書を添付しております。 続きまして、73－8について説明をいたします。 資材置場及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、受人が代表をしている事業拡張のため、転用しようとするものでございます。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を添付しております。 続きまして、74－9について説明をいたします。 資材置場及び駐車場への転用事案でございます。 受人は●●に本店を置き、金属プレス加工等を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、材料置場として使用するため、転用しようとするものでございます。本申請地は、令和2年7月22日付で渡人が農地法第5条の許可を受けております。しかし、渡人が造成行為を行うことが困難となったため、今回の譲受人が事業継承者として事業計画変更申請書が提出され、転用申請が同時に出されたものでございます。なお、本件は議案第28号が関連案件となっております。 続きまして、75－10から80－15は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。 75－10から77－12は、●●の南東に位置しますいずれも農用地区域内農地でございます。 78－13は、●●の南に位置します、農用地区域内農地でございます。 79－14は、●●の北東に位置します農用地区域内農地でございます。 80－15は、●●の西に位置します農用地区域内農地でございます。 受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましては、サカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は10a当たり約6,000本程度を見込んでおり、根拠資料として関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。 以上、説明しました15件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地、営農型太陽光の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、66－1、72－7、74－9から80－15を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
------	---

議	長	事務局から説明が終わりました。 担当地区の担当の委員さんより必要があれば、補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第27号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 挙手多数 >
議	長	賛成多数ですので、議案第27号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議がありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査		それでは、総会議案の18ページをご覧ください。 議案第28号について説明をいたします。 今月は1件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、同じく18ページをご覧ください。 それでは、11-1について説明をいたします。 資材置場及び駐車場への転用事案でございます。この案件は、先ほどの総会議案第27号の申請番号74-9との関連案件でございますが、改めてご説明をさせていただきます。 申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、材料置場として使用するため、転用しようとするものでございます。本申請地は、令和2年7月22日付で渡人が農地法第5条の許可を受けております。しかし、渡人が造成行為を行うことが困難となったため、今回の譲受人が事業継承者として事業計画変更申請書が提出されたものでございます。 以上、説明いたしました1件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。 以上、ご審議をお願いいたします。
議	長	事務局からの説明は終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明等があれば、お願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第28号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第28号については、承認することに決定をいたします。 次に、議案第29号「令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検評価について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。

定井局長補佐	それでは、議案第29号「令和5年度農業委員会の最適化活動実施状況及び目標の達成状況の点検評価について」ご説明申し上げます。 別紙2の議案第29号をご覧ください。 農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標を設定することになっておりまして、先月の4月総会でも今年度、令和6年度の目標等についてご審議をいただきましたけれども、本案は昨年度設定をいたしました目標に対し、評価、点検をした上で公表することとされているもので、定められた様式で策定をしたものでございます。 それでは、議案の1ページをご覧ください。 I、農業委員会の状況でございますが、ここには今年の4月1日現在の状況を記載しておりまして、農業委員会の体制や農家、農地等の概要などについて記載をしたものでございます。 2ページをご覧ください。 II、最適化活動の実施状況でございます。 1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積でございますが、①の現状には令和5年度当初の担い手への農地集積の状況を、②には令和5年度当初に設定をいたしました集積率等の目標についてを記載をしております。この目標に対しての実績がその下の③になりますが、令和5年度中に担い手へ新規に集積された面積は21.9ha、担い手への年度末の累計集積面積は1,614haで、集積率23.5%となっております。集積率の年度当初の目標27.8%に対し、実績が23.5%ということで、達成状況は84.6%となり、点検の結果、新規参入の農業企業や新規就農者等による集積があったが、目標達成には至らなかったという結果となりました。 次に、(2)遊休農地の発生防止、解消でございますが、①の現状には令和5年度の農地パトロールの結果、遊休農地、いわゆるA農地でございますが、に判定された農地の面積を、また②の目標には令和5年度当初に設定をした遊休農地の解消目標面積を記載しております。 3ページに参りまして、③の実績でございますが、アの既存遊休農地の解消の欄には令和5年度中に解消された面積を記載をしております、解消面積約2.2haで目標に対する達成状況は14.3%となっております。 次の④その他には、農地パトロールとその後の利用意向調査の実施状況を記載をしております。遊休農地の発生防止解消につきましては、先ほどの集積率と同様、目標達成には至らなかったという点検結果となりました。 次に、(3)新規参入の促進でございます。 ①の現状には、令和2年度から令和4年度までの新規参入の状況を、また②の目標には令和5年度当初に設定をした新規参入者へ貸付けすることのできる農地面積の目標等を記載をしております。 4ページをご覧ください。 ③の実績でございますが、借り手紹介依頼書などによる農地情報の収集等によりまして、令和5年度は7.87haの実績があり、点検結果といたしましては目標を上回ることができたという結果となっております。 次に、2、最適化活動の活動目標でございます。 (1)の最適化活動を行う日数目標の欄と(2)活動強化月間の設定の①目標欄には、令和5年度当初に設定した目標を、②には実績を記載をしております。実績欄には活動強化月間について記載することとなっております、ここには主に地区協議会等で皆様とご協議させていただいた内容を実績として記載をしております。 5ページをお願いいたします。 (3)新規参入相談会への参加でございますが、②の実績欄をご覧ください。令和5年度の実績といたしまして、昨年9月9日に実施をされました就農応援フェアについて記載をしており、本市からは農業委員さんがお一人参加をされておりますので、その旨を記載をしております。その下の目標の達成状況の評語の欄に、目標に対して期待どおりの結果が得られたと記載をしておりますが、これは先ほどからの農地の担い手への集積、遊休農地の解消、それから新規参入の促進の実績のほか、活動強化月間の実施、新規参入相談
--------	---

定井局長補佐	会への実績のそれぞれにつきまして国から示された評価点の合計値により評語が設定をされておりまして、これに基づいて記載をしたもので、その下の推進委員等の点検評価結果では、各評語に該当される委員さんの人数をそれぞれ記載をしたものでございます。 次の6ページでございますが、ここには事務の実施状況といたしまして総会の開催実績のほか、農地法に基づく許可事務等について、その状況を記載をしております。 続いて、7ページでございます。 A3サイズの資料でございますが、ここには農業委員さん、推進委員さんの活動実績と成果実績を取りまとめたものでございます。 (1)の最適化活動の実施状況には、皆様にご記入をいただきました活動記録簿を基に集計をしたもので、令和5年度4月から3月における委員さんの活動日数の合計、これが約8,300日余となっております。農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進のそれぞれの活動日数等についてはご覧のとおりでございます。 その下の(2)①の成果目標の達成状況、右横の②の実績についての点検・評価、それから一番下の農業委員会による点検・評価につきましては、先ほどご説明をいたしました点検結果の内容を記載をしております。 最後の8ページにつきましても、先ほどご説明をいたしました内容につきまして取りまとめたものを一覧としております。 議案第29号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。
議 長	事務局から説明が終わりました。 ご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第29号については、原案のとおり決定することといたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第23号から報告第28号について、事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第23号から報告第28号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は5件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第25号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は14件の照会がございました。

松下局長補佐	その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第26号「農地改良届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 報告第27号「農地転用届出の受理について」でございます。 12ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 13ページをお願いいたします。 報告第28号「東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でございます。 14ページをお願いいたします。 東広島市長からの農地の現況に関する照会は、今月分は2件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。
議 長	報告は終わりました。 次に、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらお願いをいたします。
台 川 委 員	5番台川です。先日、5月22日の水曜日の中国新聞に出てましたので、ご報告させていただきます。 耕作放棄地の転用が進みトラブルもいろいろと出てきているということで、世羅町を先日視察しました。ガイドラインを作成したというのも出てまして。その中で、どうせ太陽光パネルになっていくんだったら、共存していくほうがいいので、非常用電源として使えるコンセントを備え、停電時には住民に開放するというのをされてるみたいです。それが載ってましたので、当市もぜひ非常用の電源をつけていただくようお願いしたらいいんじゃないかなと。
議 長	新聞はどのように。
台 川 委 員	太陽光パネル、府中市が準工業地へ用途変更したというのと、世羅町はガイドラインを策定したというのが載ってたんです。耕作放棄地の転用が進んでいろいろトラブルが起きてるということで。共存したらどうでしょうか？
議 長	中国新聞ですね。
台 川 委 員	中国新聞、読まれた方もいらっしゃったかと思うのですが。この中で、非常用電源として使えるコンセントを備え、停電時には住民に開放するというのを東広島でも業者に付け加えてもらうようにしたら、災害のときとかに助かるのではないかなと、私の意見です。 以上です。
議 長	ありがとうございました。
尾 崎 局 長	参考情報をありがとうございました。5月22日の中国新聞、事務局でも回覧しております。世羅町の事例、府中市の事例とが掲載されてました。さらに研究等を一層進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議誠にご苦労さまでした。 それでは、木原会長職務代理者から次回の総会についての報告をお願いいたします。
木 原 職 務 代 理 者	失礼します。今回は、6月28日金曜日10時から、場所は同じところで303会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。

議	長	それでは、5月総会を閉会いたします。
---	---	--------------------

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 4番 脇坂 俊之 委員 5番 台川 洋子 委員